

「坂城町介護保険規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和 8年 7月 2 1 日

坂 城 町 長

坂城町規則第 1 2 号

坂城町介護保険規則の一部を改正する規則

坂城町介護保険規則（平成12年規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

様式第16号を次のように改める。

様式第16号（第8条関係）

介護保険負担限度額認定申請書

年 月 日

坂城町長 様

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費(滞在費)に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ											被保険者番号									
被保険者氏名											個人番号									
生 年 月 日	年 月 日																			
住 所	〒										連絡先									
入所(院)した介護保険施設の所在地及び名称(※)	〒										連絡先									
入 所 (院) 年月日(※)	年 月 日										(※)介護保険施設に入所(院)していない場合及びショートステイを利用している場合は、記入不要です。									

配偶者の有無	有 ・ 無										左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記載不要です。										
配偶者に関する事項	フリガナ																				
	氏 名																				
	生年月日	年 月 日										個人番号									
	住 所											連絡先									
	本年1月1日現在の住所(現住所と異なる場合)																				
	課税状況	市町村民税 課税 ・ 非課税																			

収入等に関する申告	☐	①生活保護受給者／②市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者									
	☐	③市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額82.65万円以下です。 (受給している年金に〇をしてください。)*寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。									
	☐	④市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額82.65万円を越え、120万円以下です。 (受給している年金に〇をしてください。)*寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。									
	☐	⑤市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額120万円を超えます。 (受給している年金に〇をしてください。)*寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。									
預貯金等に関する申告	☐	預貯金、有価証券等の金額の合計が②の方は1000万円(夫婦は2000万円)、③の方は650万円(同1650万円)、④の方は550万円(同1550万円)、⑤の方は500万円(同1500万円)以下です。 ※第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の場合、③～⑤の方は1000万円(夫婦は2000万円)以下です。									
	預貯金額	円	有価証券 (評価概算額)	円	その他 (現金・負債を含む)	()※	円				

※内容を記入してください
申請者が被保険者本人の場合には、下記について記載は不要です。

申請者氏名	連絡先(自宅・勤務先)
申請者住所	本人との関係

注意事項

- (1) この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- (2) 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、そのすべてを記入し、通帳等の写しを添付してください。
- (3) 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (4) 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

同意書

坂城町長 様

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者または銀行、信託会社その他の機関(以下「銀行等」という。)に私および私の配偶者(内縁関係の者を含む。以下同じ。)の課税状況および保有する預貯金ならびに有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、坂城町長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私および私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

<本人>

住 所

氏 名

<配偶者>

住 所

氏 名

附 則

この規則は、令和8年8月1日から施行する。